

Q4. どんなところにお世話になる・泊まるのですか？

Q4. 事前に研修を受けた“農林漁家のご家庭”で受入れます。

「農林漁家が経営する民宿（農家民宿）」や「受入条件が整っている農林漁家」が受入先です。子どもたちにはお客様扱いせず、家族の一員としてのふれあいを大切に受入を行います。いずれの農林漁家も、各地域において開催される説明会や研修会などに参加し、子どもたちの受入心得や安全・衛生管理について事前に学んでから受入を行っております。安全・衛生管理等につきましては別紙「天栄村の農村教育体験旅行（学習）における安全対策について」をご覧ください。



Q5. 子どもたちはこの体験でどのような成長をするのでしょうか？

Q5. 教師や保護者の方から子どもたちの変化・成長を伝えるご意見を頂いております。

担当教師からいただいた感想

- 豊かな自然、地域の人との出会いから学校では経験できない体験をし、自然環境の大切さを認識した。
- 農家が育てた農産物の収穫を通して、食べ物の命をいただいている意識を持ち、食べ物の好き嫌いもなくなった。
- 消極的だった児童が体験活動を通じて自分の意見を表し、積極的に仲間を手助けするようになった。
- チャレンジする力、協力する力、コミュニケーション力や自己肯定感が高まった。
- お別れのとき、農家民宿のおかあさんとお別れするのが辛くなって、自然に涙を流していた。

保護者の方から頂いた感想

- 帰って来た子どもの目の輝きが違っていました。
- 体験してきたことを夢中になって話す姿に驚きました。



- 言葉づかいが丁寧になり、お家のお手伝いもするようになりました。食べ物の好き嫌いもなくなったようです。
- これからも学校にはこの活動をお願いしたいです。

参加した子どもたちの感想 天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会で受入した子どもたちの実際の声です。

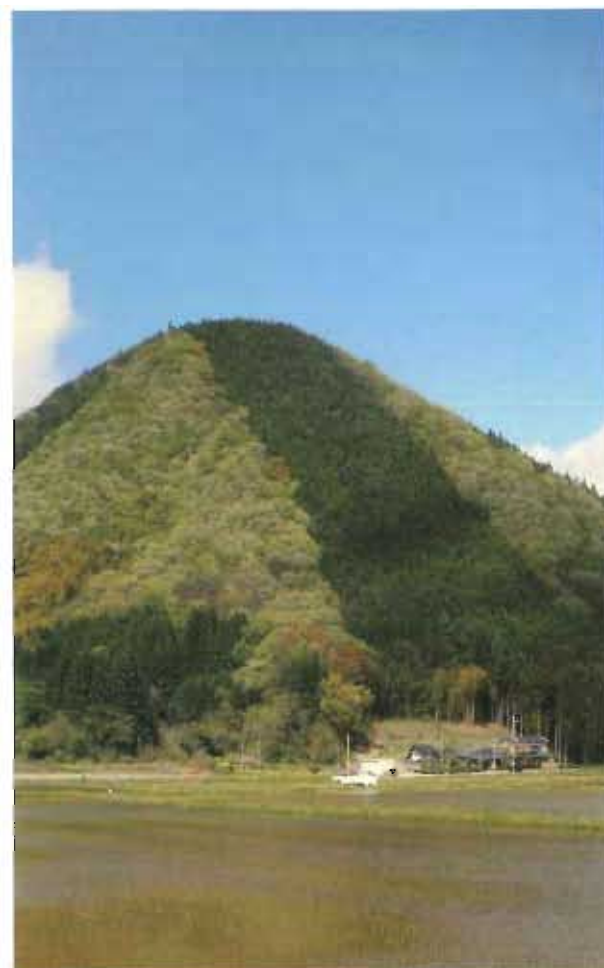
- （1泊だったので）たくさん泊まりたかったです。最初はどんなお家の人かな？とドキドキしたけど、すごく優しいお家の人で良かった。夕ごはんも初めてだったけど、お家の人に教えてもらいながら、みんなで協力して作って楽しかったし、自分で作ったのはおいしく感じられた。



- このような体験が今回だけでなく、もっとたくさんの人たちに体験してもらえればいいなあと思います。
- 本当のおじいちゃん、おばあちゃんのように感じられた。すごくやさしくて一緒にワラビ採りをしました。お別れしてからもお手紙のやりとりをしています。

ぜひ！福島県天栄村で子ども農山漁村交流プロジェクト（ふるさと生活体験）を体験して下さい。

福島県天栄村で“ふるさと生活体験”をしよう！



ぜひ
きて
み
な
ん
し
よ。

福島県天栄村で“ふるさと生活体験”をしよう！目次

- 子ども農山漁村交流プロジェクト事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会についておよび運営体制
福島県内における子ども農山漁村交流プロジェクトの取組みについて・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ふるさと生活体験活動について
農山漁村でのふるさと生活体験活動の教育的なねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 体験学習は学力と”生きる力”を育みます！
農林漁家でのホームステイ（家族的な交流）の勧め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- はじめてふるさと生活体験活動を実施する学校・児童を送り出す保護者の方のためのQ&A・・・・・・・・ 5

■子ども農山漁村交流プロジェクトについて

農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動（うち1泊以上農林漁家での宿泊体験（ホームステイ）とする）を推進するもので、農家に民泊するなど農村生活を体験をしたり、自然体験を重ねることで、子どもたちの自立心や人間性、社会性を育むことを目的とした事業で、総務省・文部科学省・農林水産省の3省が連携施策として取り組んでいます。平成25年には全国すべての小学5年生を対象に実施される予定です。

児童・教師・学校

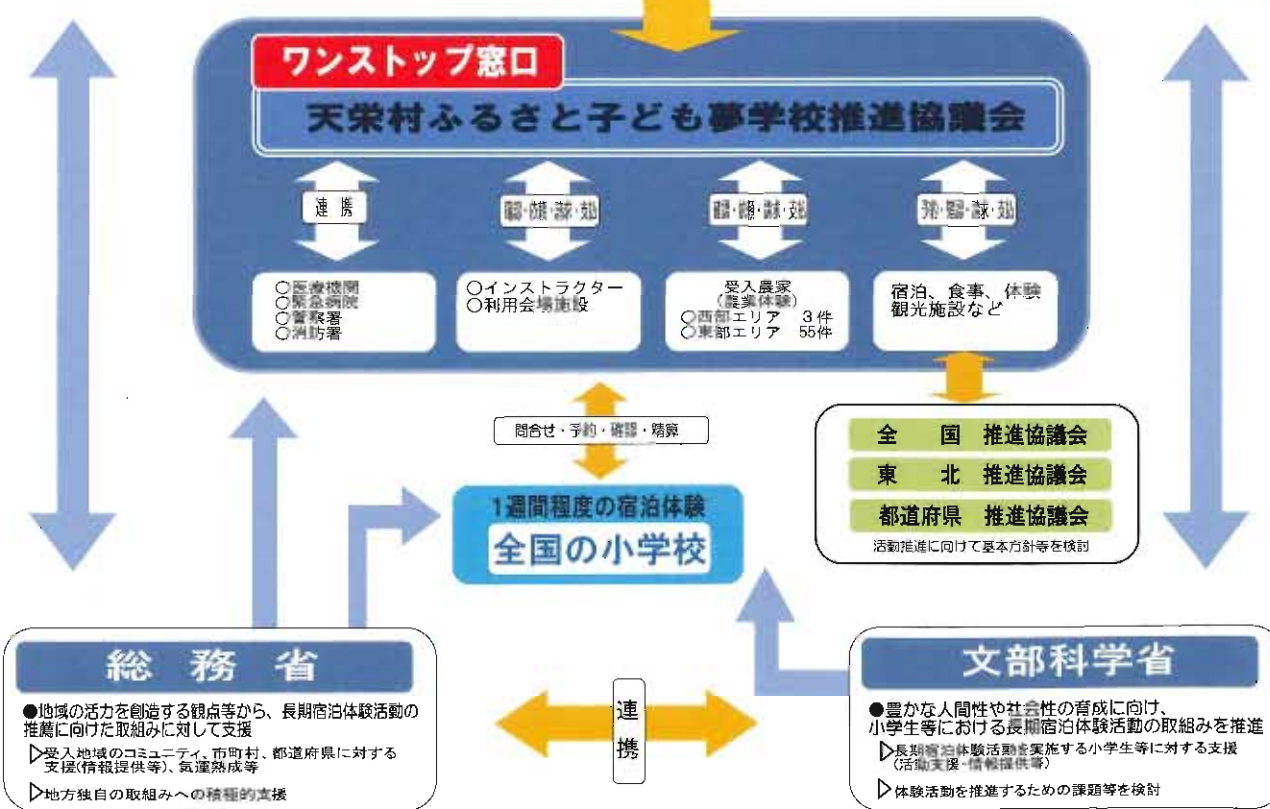
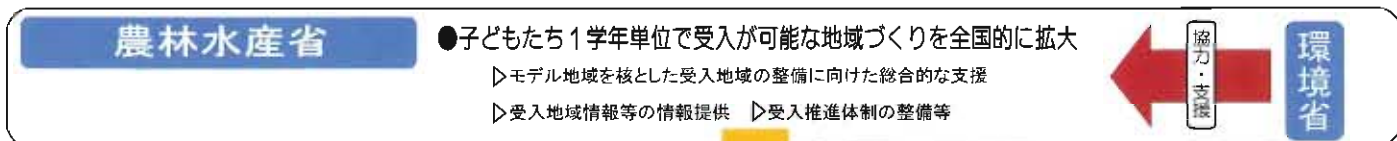
- 学校や普段の生活では学べないことが体験できる。
- 働くことの大切さ、大変さ、意義について学べる。
- 集団行動において自分の役割や協力しあうことの大切さに気付く。
- 普段何気なく食している食べ物が、どのようにして作られ、育てられているのかを知る。
- 少子化で「個食」「孤食」化が進むなか、たくさんの家族と食卓を囲むことができ、異世代間での暖かい交流も体験できる。

受入地域

- 地域の活性化や「やりがい」再発見！
- 地域の伝統や文化、自然や環境等の地域資源の掘り起こし、再認識。
- 現在ある地域の資源を有効に活用できる。
- 経験や技術を伝えることで誇りが生まれる。
- 耕作放棄地（遊休農地）の解消、開墾から産まれた産物の特産品化など。



子ども農山漁村交流プロジェクト



■天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会について・運営体制

天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会構成団体（25団体）	
天栄村	天栄村観光協会
天栄村商工会	天栄村農業委員会
天栄村議会	天栄村教育委員会
天栄村駐在員会	すかがわ岩瀬農業協同組合
天栄村振興公社	天栄村観光商業協同組合
羽鳥湖高原活性化協議会	天栄村農業経営者協議会
天栄村認定農業者会	天栄村食生活改善推進委員会
天栄村おふくろの会	天栄米栽培研究会
天栄村ヤーコン生産組合	天栄長ネギ生産組合
二岐温泉旅館組合	岩瀬湯本温泉旅館組合
羽鳥湖高原ペンション組合	天栄旅館組合
天栄山黄金太鼓保存会	グリーンライフ天栄
福島森林管理署白河支署	

その他協力団体・企業

□ブリティッシュヒルズ



□天栄りんご加工組合ほか

□レジーナの森



□グランディ羽鳥湖スキーリゾート



推進に係る経緯

- 平成21年 5月 天栄村役場からの委託により発足
- 平成21年 7月 天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会設立発足準備委員会開催
- 平成21年 9月 天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会設立
- 平成22年10月 福島県モデル受入地域協議会認定
- 平成23年10月 福島県モデル受入地域協議会認定（継続）

福島県内における子ども農山漁村交流プロジェクトの取り組みについて



福島県内では、先進地である喜多方市や南会津町をはじめ現在17の協議会が設立されており、子ども農山漁村交流プロジェクト事業に取り組んでいます。県としては、全国的に先進的に取り組んでいる長野県や長崎県に取って代わる存在とめざし、子ども農山漁村交流プロジェクト事業だけでなく中・高校生の林間学校、修学旅行といった教育旅行の誘致にも力を入れています。

■ふるさと生活体験活動について

□ふるさと生活体験活動とは、子どもたちが農山漁村において、自然体験、農林漁家での宿泊体験（ホームステイ）、集団活動等を行うことで、自然や地域の伝統・文化、農林漁業などに親しみながら学びつつ、地域の人々との交流を通して、人間関係の作り方やコミュニケーション能力の向上、公衆道徳や模範意識などを身につけられるなど、子どもたちの成長のために日常では経験できない多くの本物体験ができる活動です。

□文部科学省では、小学校において、この体験活動を原則3泊4日以上（うち1泊を農林漁家泊）で行うことを平成25年からの本格的実施に向けて勧めています。

農林漁家での交流・生活体験

～第2のふるさとづくり～

農林漁家のお父さん・お母さんと一緒に農作業やお家のお手伝いを行うことで家族の一員として、社会規範や生活技術、食の大切さなどの道徳観を学びます。



挑戦・達成感・自信！

子どもたちは慣れない環境で様々な体験に挑戦することで課題を発見し、問題を乗り越えることを学びます。その達成感は子どもたちの自信を促し、次の行動へと活かされます。

別れ・感動・涙！

普段の生活では親や教師以外の大人と接する機会の少ない子どもたちも、お世話になる方々に対して素直に心を開きます。最終日には涙のお別れになることも少なくありません。

■農山漁村でのふるさと生活体験活動の教育的なねらい

□現代社会の課題の一つに上げられるのが自立の意欲に欠ける青少年の増加です。教育現場からも、現代の子どもたちの傾向として“人間関係づくりやコミュニケーションが苦手、集団生活に適應できない、模範意識の低下、物事を創意して組む意欲の欠如”といった意見が挙がっています。

自立の意欲に欠ける青少年の増加の要因

1. 生活習慣の乱れ：夜更かし、朝食欠食
2. 希薄な対人関係：保護者、地域の大人の関与が少ない。仲間との接触が少ない。
3. 直接体験の不足：体を動かす体験、自然体験の機会不足

参照）平成20年度文部科学省事業説明資料

こうした現状を鑑みて、変化の激しい社会の中で必要となる“生きる力”の育成を推奨しています。

子どもたちに必要とされる“生きる力”

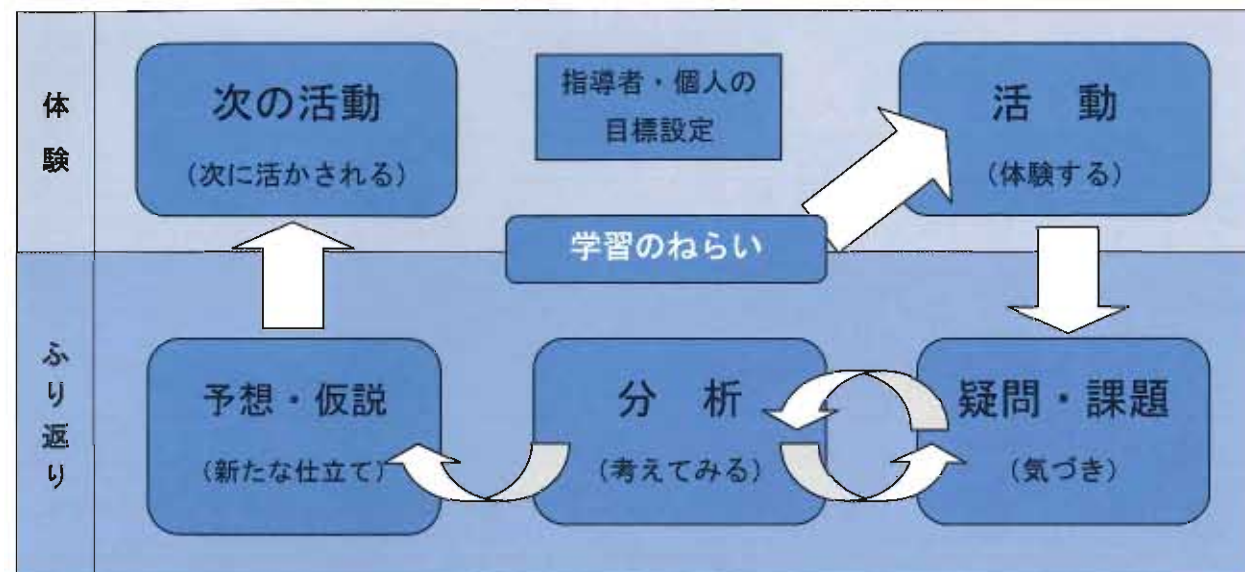
- ①基礎・基本を確実に身につけること = 人としての基礎・基本
- ②自らの手で社会の変化に対応できること = 自律性
 - ・課題発見能力：自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考える力
 - ・問題解決能力：主体的に判断・行動し、よりよく問題解決する力
- ③自らを律し、他人と協調できること = 協調性
- ④他人を思いやる心や感動する心を持つこと = 豊かな人間性
- ⑤たくましく生きるための健康と体力など = 健康と体力など

出展：中央教育審議会答申（平成20年1月17日）「2. 現行学習指導要領の理念」より

■体験学習は学力と“生きる力”を育みます！

□体験学習とは、体験にともない以下の段階を通じて学習する方法です。

- ①各体験者が、今、ここでの体験で得た“気づき”を大切にすること
- ②体験した仲間と気づいたこと、感じたことを“わかちあう”こと
- ③その理解から学びを深め、“次の行動”へと活かしていくこと



体験学習の取組み方次第では、児童にとって“見えない学力”だけでなく、“生きる力”を見につけることができます。また、学校等において「事前学習」と「事後学習（ふり返し）」を織り込むことで、より教育効果を高めることができます。

■農林漁家でのホームステイ（家族的な交流）の勧め

□農林漁家との家族的な交流が魅力！

ふるさと生活体験活動では“農林漁家や農林漁家民宿でのホームステイ”をお勧めしています。子どもたちは、家の方と一緒に規則正しい生活習慣を過ごし、掃除や食事作りなどの家事や農作業などの手伝いなどを行います。受け入れる農林漁家では、子どもたちをお客様扱いせず、家族の一員として迎えます。この活動を通じて、家族のありがたさを知り、家族の一員として意識を高め、道徳観を育成することができます。

【農家宿泊での活動例】

- A家 畑仕事と野菜の収穫
- B家 山仕事と料理づくり
- C家 ブナの原生林探検
- D家 川魚捕りと調理



少人数宿泊による農林漁家泊の教育効果

- ①道徳観（家族の一員としての意識など）
- ②社会性（コミュニケーション能力）
- ③自律性（自立、積極性、問題解決能力）
- ④協調性（農家の方・仲間との連帯感）
- ⑤ふりかえり（自己の見つめ直し）

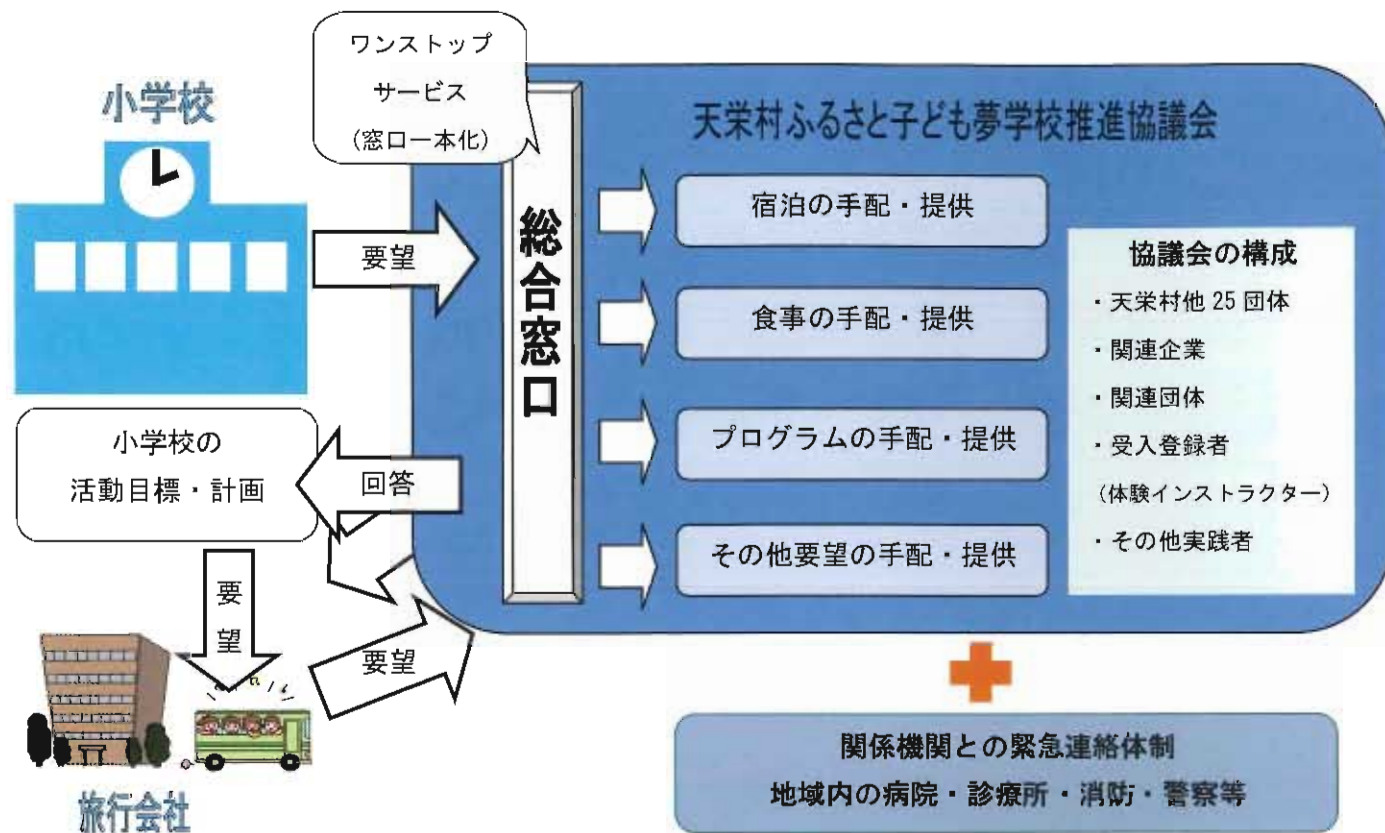
※平成21年度にふるさと生活体験活動を実施した全国8つの小学校の教員を対象にしたヒアリング調査（(財)都市農山漁村交流活性化機構）



■はじめてふるさと生活体験活動を実施する学校・児童を送り出す保護者の方のためのQ & A

Q 1. 受入窓口や地域内の体制はどうなっていますか？

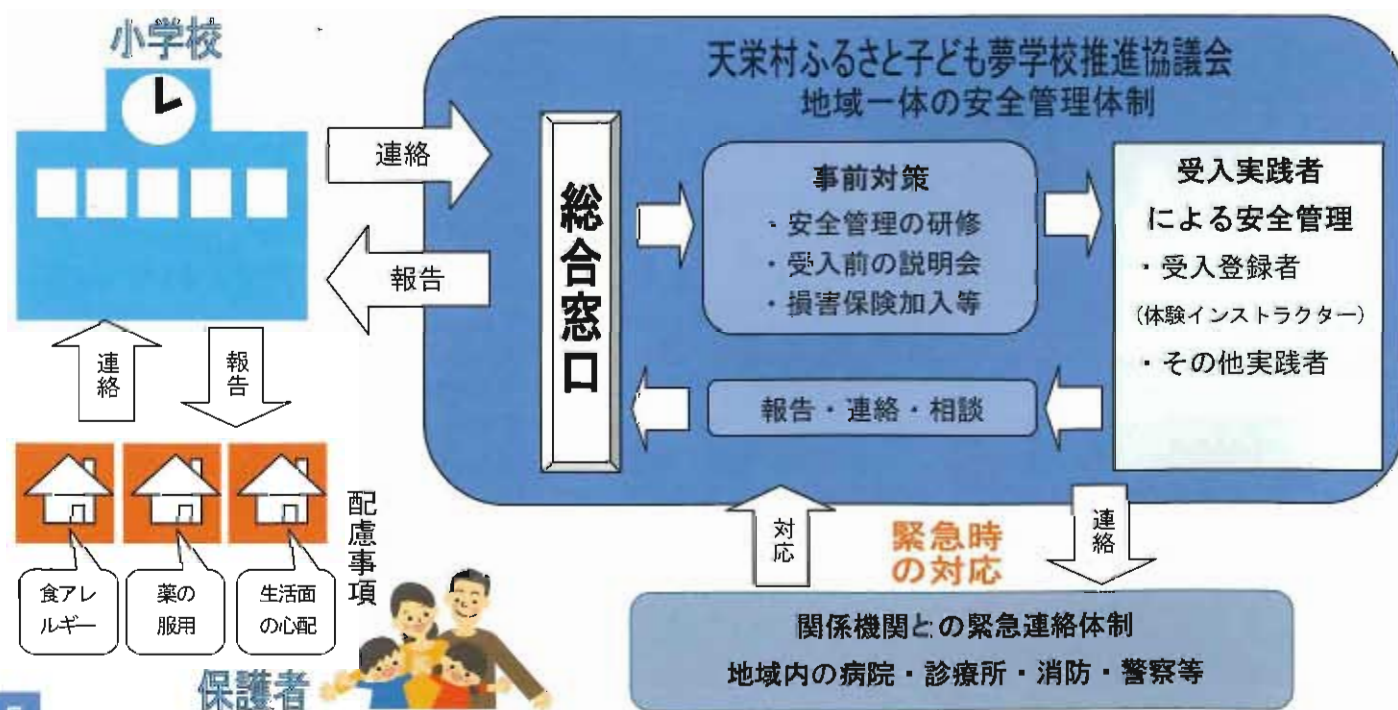
A 1. 受入体制を整えた受入地域協議会が全国的に発足しています。天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会もそのひとつです。



Q 2. 活動中の児童・生徒の安全と健康等の配慮は大丈夫ですか？

A 2. 小学校と受入地域協議会が事前に連携して対応します。

児童・生徒の安全と健康等に配慮した相互の連絡体制



協議会による準備～事後までのサポート！

サポート1 準備・事前学習	サポート2 実践（現地学習）	サポート3 事後学習等の協力
[事前打ち合わせ] ・小学校からの要望の聞き取り ・小学校との実施内容の検討・調整等 (※旅行会社を通して実施) [学習環境の手配・確認] ・食事・宿泊・体験の手配 ・各児童の安全・健康管理事項の確認 [その他の協力] ・教員による下見の手配 ・保護者説明会向けの資料・情報等の提供 ・事前学習向けの資料・情報等の提供	[充実した本物体験の提供] ・自然・農林漁業・文化とのふれあい ・体験指導者等による指導と安全確保 ・農林漁家泊、各種交流の実施等 [学習環境の提供] ・安全かつ健やかな学習環境の提供等	・精算等の手続きの協力 ・事後学習への協力



Q 3. この活動で教科の勉強はおろそかにならないですか？

A 3. 授業の一環として、教科の理解を深める工夫ができます。

各教科の指導内容を定める小学校学習指導要領によると、5年生社会科は「我が国の農業や漁業」、理科は「植物の発芽・成長・結実・流水の動き」など、各教科の指導内容には農山漁村での資源・環境を活かせるものが数多く示されています。この体験活動を通して、訪れた農山漁村での「本物の教材」を活用していくことで、教室での知識等の習得と合わせて、バランス良く教科の理解を深めることができます。

参考：農山漁村での体験プログラムと小学校5年生の教科等の関連づけの事例

天栄村ふるさと子ども夢学校の体験プログラム名で記載。赤太字は他地域にはない唯一無二のプログラム。

- ブナ林の観察～ブナのささやきを聞きに～（5年理科：植物の発芽・成長・結実）
- ぼくらの飲み水の最初の一滴を探しにいこう！（5年理科：動物の誕生 流水の動き）
- 天栄の山登り（特別活動、5年体育：体づくり運動）
- 農村で英国文化体験（5年外国語活動）**
- 農家の方との交流（5年道徳）
- 農作業体験（5年社会：我が国の農業）
- 農家での食事作り、郷土料理作り体験（5年家庭：簡単な調理）

参考）新しい学習指導要領における事業実数の確保に係る記載
（第1章 総則、第3 授業実数等の取扱い）

1. 各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、これらの授業を特定の期間に行うことができる。
4. 各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。
5. 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。